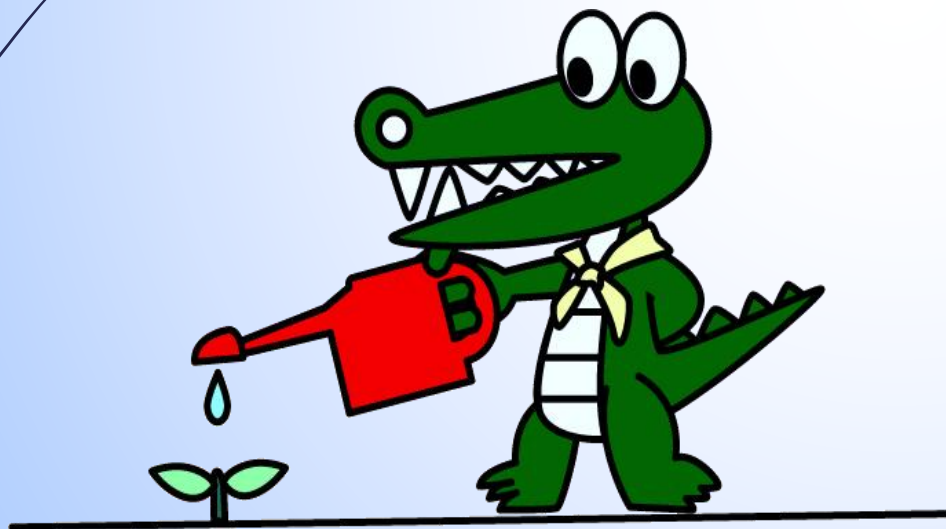


令和8年度（2026年度） 社会福祉法人・施設指導監査説明会

1



～はじめに～

日ごろより、豊中市の福祉行政にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

法人・施設におかれましては、本市の地域福祉の向上に向けて、利用者やご家族の皆様はもちろん、地域住民の皆様から信頼され、地域における公益的な取組みが広がることを期待しております。

令和8年度の法人・施設等への指導監査の実施でございますが、7月下旬頃から実施を予定しておりますので、ご協力賜りますようお願いいたします。

【説明会 次第】

○ 令和7年度の主な指摘から留意いただきたい事項

○ 周知事項①

- ・「社会福祉法人財務諸表等電子開示システム」分析用スコアカード（法人向け）の提供
- ・「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」
- ・法人・施設所有車両の運用管理
- ・定款変更認可申請手続き

○ 周知事項②

- ・施設従事者による利用者への不適切なケア等の防止に向けて
- ・「労働基準関係法令のあらまし」令和8年3月版

○ 事務連絡

令和7年度の主な指摘から留意 いただきたい事項

4



○本部運営

◆評議員選任・解任委員会、理事会及び評議員会の開催について

○評議員選任・解任委員会は、理事会で開催の決議をしてから開催通知を発出し、開催することが必要です。

○定時評議員会は計算書類等の備え置き及び閲覧に係る規定との関連から開催は、理事会と2週間（**中14日**）以上の間隔を確保することが必要です。

【例】 理事会が6/10開催なら、評議員会は6/25以降に開催する
評議員会が6/24なら「中13日」となり、1日間隔が不足する
（理事会の次の日から数えて14日間確保する必要があります）

★決算手続きのスケジュールの例示（1/2）

3/31 ・ 会計年度終了

5/10 ・ 定款に基づき、事業報告及び決算の作成・提出（理事長→監事）

5/10～

- ・ 監事監査の実施
- ・ 監査報告の提出（監事→理事長）

※5/10から4週間経過日までに提出

6/2 ・ 理事会の招集通知の発出

※理事会の1週間（中7日）前までに通知

6/10 ・ 理事会の開催



★決算手続きのスケジュールの例示（2/2）

6/11・計算書類、事業報告書及び監査報告書等を事務所に
備え置き（社会福祉法第45条の32）

※定時評議員会の2週間（中14日）前から備え置き

6/17・定時評議員会の招集通知の発出

※定時評議員会の1週間（中7日）前までに通知

6/25・定時評議員会の開催

6/30までに

- ・財産目録等を事務所に備え置き（社会福祉法第45条の34）
- ・資産の総額の登記
- ・所轄庁への届出、公表
- ・福祉医療機構の電子開示システムへの登録

○本部会計

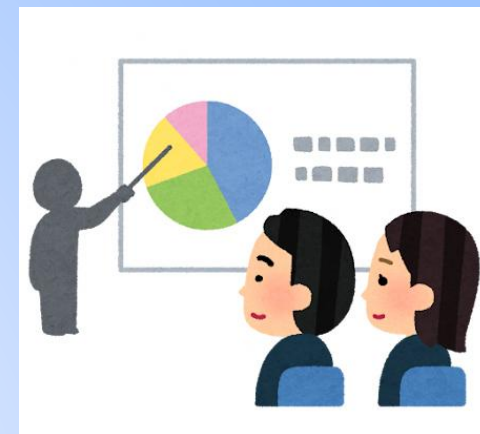
◆計算書類について

○「社会福祉法人財務諸表等電子開示システム」の計算書類が、入力時のミスにより誤った金額が掲載されているため、正確な計算書類を掲載することが必要です。

◆ リース取引（車両）の会計処理について

○リース資産（車両）について、リース契約 1 件当たりのリース料総額が300万円を超える場合、売買取引の方法に準じる会計処理をすることが必要です。

◆その他



なお、この指導監査説明会では、指導監査における事項のうち主なものを取り上げておりますが、詳細については、別紙「令和7年度社会福祉法人等の指導監査結果（実績報告）」をご参照ください。

社会福祉法人・施設指導監査説明会のページに掲載しています。

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kaigo_hukushi/hojinshido/shakaifukushihoujin/setumeikai.html



周知事項①

- ◆「社会福祉法人財務諸表等電子開示システム」分析用スコアカード（法人向け）の提供
- ◆「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」
- ◆法人・施設所有車両の運用管理
- ◆定款変更認可申請手続き

◆「社会福祉法人財務諸表等電子開示システム」分析用スコアカード（法人向け）の提供について

独立行政法人福祉医療機構が運用する本システムでは、現況報告書の公表のほか、分析に係る機能も備えています。

今般、令和7年10月から法人においても自らの経営状況に対する認識を深め、課題の早期発見・早期対応につなげられるよう、自法人に関する分析用スコアカードを提供しています。

（参考）

https://www.wam.go.jp/content/files/pcpub/top/zaihyou/zaihyou_syschange_202510.pdf

（参考）老施協



3.入力機能（社会福祉法人）

13

UPDATE

(1) 分析用スコアカードの社会福祉法人用ダウンロード画面の追加

新規画面

ホーム 財務諸表入力シート 経理行へのメール連絡 **分析**

スコアカードの入手

スコアカードの入手

分析用スコアカードをダウンロードすることができます。

作成条件

年度 令和6年

全法人集計後取りまとめ版
即時提供版

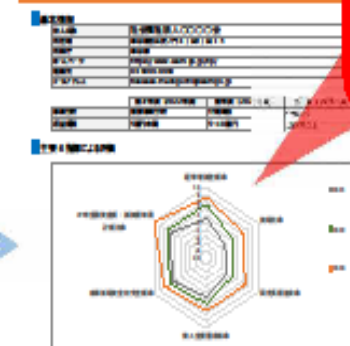
全法人集計後取りまとめ版とは、現況報告の提出後の切り換え、集計された情報をもとに集計される分析用スコアカードです。
即時提供版とは、提出を行った集計で作成される分析用スコアカードです。

分析用スコアカード（即時提供版）は所轄庁に届出後、翌日以降にダウンロードが可能です。

分析用スコアカードの見方については
「財務諸表等電子提出システム分析用スコアカードに解説」
をご覧ください。上記リンク先をクリックするとダウンロードすることができます。

【分析用スコアカード】

社会福祉法人 スコアカード



法人の基本情報、直近3か年の事業分野と収益規模、提供サービスと事業所数、主要6指標による直近3か年のレーダーチャートを表示しています。（全法人集計後取りまとめ版のみ。即時提供版は当年度のグラフが表示されません）

レーダーチャートやランクの定義等を説明を記載しています。

経営指標において基準値範囲外の場合は、赤色で表示します。

社会福祉法人の財務諸表等入力メニューに「分析用スコアカード」をダウンロードする「スコアカードの入手」画面が追加されました。

- ・「分析」タブより表示されます。
- ・分析用スコアカードを法人自身で閲覧することができ、経営についてより多くの観点から視覚的に比較できるようになります

経営指標毎に自法人、事業分野平均(国、都道府県)、収益規模平均(国、都道府県)及びそれらの直近3か年の推移を折れ線グラフで表示します。また、指標の説明、見方、基準値範囲を表示します。（全法人集計後取りまとめ版のみ。即時提供版は当年度のグラフが表示されません）

参考指標の初期表示は詳細が折りたたまれた状態ですが、詳細を確認する場合は、折りたたみを解除することで確認が出来ます。

変更点①

◆ 社会福祉法人における入札契約等の取扱い

令和8年3月17日付、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」こども家庭庁及び厚労省課長通知が一部改正されました。

改正点は、随意契約に関し、工事又は製造の請負が250万円から400万円に、食料品・物品等の買入れが160万円から300万円に、上記に掲げるもの以外が100万円から200万円に改正されました。

社会福祉法人におかれては、改正点を踏まえ、経理規程を改正されるようお願いします。

【入札契約等の取扱い通知はこちら】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000666536.pdf>

◆法人・施設所有車両の運用管理

○平成28年の社会福祉法の改正により、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等の制度の見直しを経て、社会福祉法人が市民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する役割がさらに求められています。

○法人や施設が所有する車両についても適切な運用が求められています。

○法人や施設におかれましては、車両の適切な運営のために、次に掲載しております「車両運行日誌」の例を参考に活用され、施設運営の用務に使用されているかを定期的に確認することができるような運用をお願いします。

(例)

車 両 運 行 日 誌 (令和 年度)

施設長

車両名：

車両登録番号：

運行 月 日	時 間	使用者	走行メーター km		駐車料金	行 先	用務内容	備考 (点検結果等)
		同乗者	出発時	到着時	給油 ℓ			
／	発 ：							
	着 ：							
／	発 ：							
	着 ：							
／	発 ：							
	着 ：							
／	発 ：							
	着 ：							
／	発 ：							
	着 ：							
	登 ：							

◆定款変更認可申請手続き

- ・定款変更の認可は、定款変更認可申請書を所轄庁に提出して、認可を受けなければその効力を生じません。

(法第45条の36第2項)

- ・この法の趣旨から、事後の認可ではなく事前に認可を受けることを前提にしていると考えられます。
- ・定款の変更をお考えの法人におかれましては、事前に福祉指導監査課に相談していただくようお願いします。

参照「社会福祉法人のしおり（運営の手引）」

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kaigo_hukushi/hojinshido/s_hakaifukushihoujin/shafukuhojin_tsuchi/sannkousiryo.html



周知事項②

- ◆施設従事者による利用者への不適切なケア等の防止に向けて
- ◆労働基準関係法令のあらまし（令和8年3月版）

◆施設従事者による利用者への不適切なケア等の防止に向けて

「不適切なケア」とは、明確に虐待であるとは言いきれないものの、適切であるとも言えないようなケアを指します。

次に示すような不適切なケア等が改善されないまま放置されると、**エスカレートして虐待につながります**。そのため、このようなケア等を**早期に気づき、対処する**ことが虐待の芽を摘むために必要になります。

【不適切なケア等の例】

- ・ 友達感覚で接したり、あだ名や呼び捨てにするなど人格を無視した関わりをしたりする
- ・ 威圧的な態度や命令口調で接したり、声がけをせずにケア等をする
- ・ 利用者のプライバシーに配慮せず、スタッフ同士で話題にしたり個人情報扱ったりする
- ・ 利用者からの呼びかけを無視したり、意見や訴えに否定的な態度を取ったりする
- ・ 食事や介助の無理強いなど、利用者に嫌悪感を抱かせるような援助をする
- ・ 利用者やその家族の言動をあざ笑ったり、悪口を言ったりする

【参考資料】

- 「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」
- 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引」
- 「介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例」

指導監査説明会のページに掲載しています。

⇒

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kaigo_hukushi/hojinshido/shakaifukushihoujin/setumeikai.html



◆「労働基準関係法令のあらまし」

- ・労働基準法、最低賃金法などの労働基準関係法令は、労働条件の最低条件を定めたものであり、全ての労働者に適用されます。
- ・このあらましは、労働基準法を中心とした関係法令の基本的事項をわかりやすくまとめたパンフレットです。
- ・法人や施設のみなさまにおかれましては、このパンフレットをご活用いただき、労働者の労働条件の確保・改善に取り組んでいただきますようお願いいたします。

【リンク先】

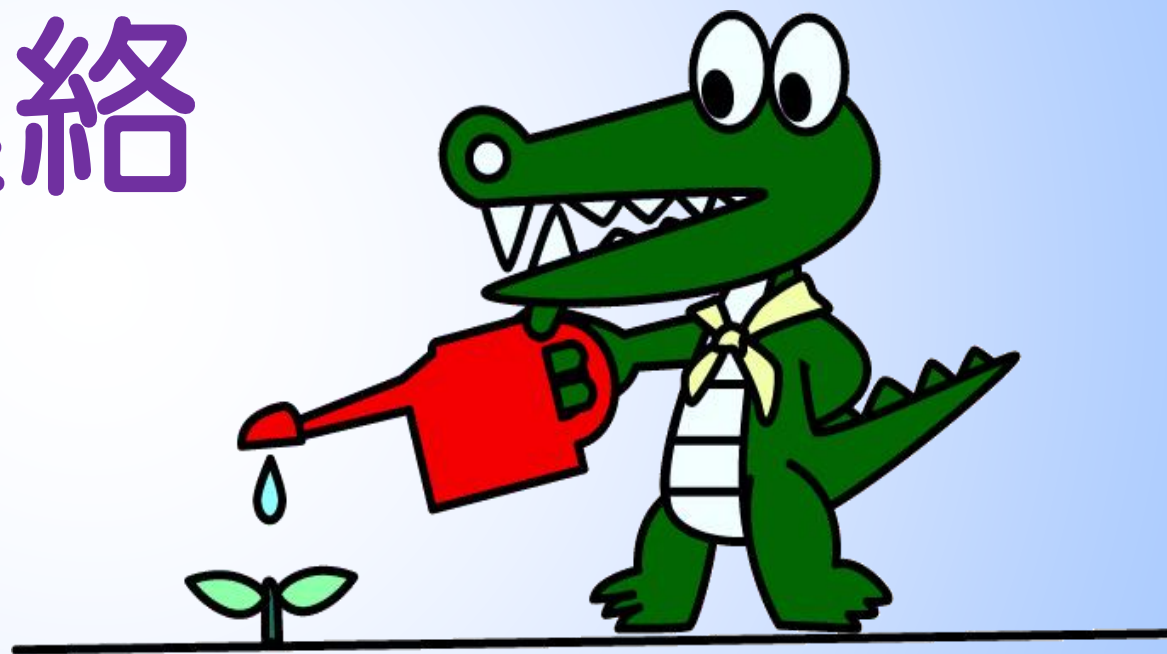
https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/hourei_seido/_122090.html

厚生労働省
大阪労働局





事務連絡



【事務連絡】

1. 「社会福祉法人自己点検・自己評価表」の活用について
2. 地域貢献活動推進社会福祉法人登録制度への登録

地域における地域貢献活動等の取組みについて、ご登録いただきますようお願いいたします。

登録期限：**令和8年（2026年）8月31日（月）**

※「自己点検・自己評価表」はこちら

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kaigo_hukushi/hojinshido/shakaifukushihoujin/shafukuhojin_tsuchi/sannkousiryo.html ページ番号：888980670

※地域貢献活動等の登録書類はこちら

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kaigo_hukushi/hojinshido/shakaifukushihoujin/chiiki_koukentouroku.html ページ番号：474517423

ご清聴、ありがとうございました。

説明会に関するアンケートを実施しております。
アンケートのご提出をもって、説明会への出席とさせていただきます。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。



アンケートの回答はこちらから⇒



https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11786